

飯塚市オレンジカフェ設置事業助成金交付要綱(平成27年飯塚市告示第104号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市オレンジカフェ設置事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において「オレンジカフェ」とは、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集い、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等を目的として参加できる活動拠点であり、次の各号に定める要件を全て満たすものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>年間を通じて計画的に運営し、かつ、原則として月1回以上実施すること。</u></p> <p>(3) <u>1回の開催時間が2時間以上であること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>宗教的活動、政治的活動及び営利を目的とした事業ではないこと。</u></p> <p>(6) <u>国、地方公共団体又は民間からの制度的補助等を受けていないこと。</u></p> <p>(7) <u>飲食物を提供する場合は、保健所の指導に基づいた衛生管理が行われていること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(経費)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において「オレンジカフェ」とは、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集い、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等を目的として参加できる活動拠点であり、次の各号に定める要件を全て満たすものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>年6回以上実施すること。</u></p> <p>(3) <u>年間を通じて実施すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>宗教的又は政治的活動を伴わない内容であること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(経費)</p>

第3条 助成金の交付となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、前条に規定するオレンジカフェの実施に直接必要な経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、次の各号に掲げるものは、交付対象経費としない。

(1)～(3) (略)

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる第5条に規定する助成事業者(以下第1号及び第2号において、「助成事業者」という。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症サポーター養成講座にてステップアップ研修を受けた認知症サポーター及び認知症の人(以下次号において、「認知症サポーター等」という)を構成員に含む助成事業者 8千円に事業実施月数を乗じて得た額とし、事業に要する交付対象経費の合計額から収入金額を控除した額を限度として、予算の範囲内で助成する額

(2) 認知症サポーター等を構成員に含まない助成事業者 5千円に事業実施月数を乗じて得た額とし、事業に要する交付対象経費の合計額から収入金額を控除した額を限度として、予算の範囲内で助成する額

第3条 助成金の交付となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、前条に規定するオレンジカフェの実施に係るものとする。ただし、次の各号に掲げるものは、交付対象経費としない。

(1)～(3) (略)

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 運営費助成金 事業に要する交付対象経費の合計額から収入金額を控除した額とし、一団体につき当該年度5万円を限度として、予算の範囲内で助成する。

(2) 講師費用助成金 専門医(認知症疾患医療センター医師、認知症外来医等)にカフェ開催時の講師を依頼した場合、謝礼金として1回につき10,000円を限度とし、一団体につき当該年度5回を限度として、予算の範囲内で助成する。

2 前項各号の規定に基づき助成金の額を算定する場合において、当該算定して得た額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(実績報告)

第10条 助成金の交付決定の通知を受けた助成事業者は、助成金の交付決定日の属する年度の3月31日までに、実績報告書に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

別表 交付対象経費(第3条関係)

<u>補助対象経費</u>	<u>内容</u>
<u>報償費</u>	<u>外部講師への謝金、カフェ運営のために参加しているスタッフへの報償費</u>
<u>消耗品費</u>	<u>喫茶用品、事務用品、資料等の物品購入費</u>
<u>印刷製本費</u>	<u>チラシ、ポスター、冊子その他の印刷物の作成経費</u>
<u>役務費</u>	<u>切手・はがき代、通信料、各種手数料、各種保険料等の役務費</u>
<u>使用料及び賃借料</u>	<u>オレンジカフェ実施時の会場等使用料</u>

2 前項第1号の規定に基づき運営費助成金を算定する場合及び同項第2号の規定に基づき講師費用助成金を算定する場合において、当該算定して得た額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(実績報告)

第10条 助成金の交付決定の通知を受けた助成事業者は、事業完了後30日以内に、実績報告書に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

	又は賃借料
その他	送迎のための経費

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。